

児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者の方へ

8月は『児童扶養手当現況届
特別児童扶養手当所得状況届』の提出の月です

「児童扶養手当現況届」は、

児童の養育状況 生計維持方法 前年の所得 公的年金の受給状況	などを確認するため、
---	------------



「特別児童扶養手当所得状況届」は、前年の所得などを確認するため、毎年8月に提出することになっています。

この届を提出されない場合、8月以降の手当が受けられなくなります。届出が必要な方には、関係書類を送付しますので、

「児童扶養手当現況届」は、→住民生活課 子育て支援係
「特別児童扶養手当所得状況届」は、→福祉課 地域福祉係（岩美すこやかセンター内）

で手続きをお願いします。

なお、支給停止になっている方も届出が義務づけられています。

【手続きに必要なもの】

児童扶養手当

- ①現況届用紙
- ②前年度交付された証書（支給停止者は除く）
- ③受給者及び児童の属する世帯全員の住民票(同一住所に別世帯登録があれば、その世帯の住民票も必要←受給者請求の場合は委任状が必要)
- ④所得証明書
(※平成22年1月1日に岩美町に住民登録がなかった方のみ)
- ⑤手続きに使用している印鑑
- ⑥その他（必要な方には書類が同封してあります。）

特別児童扶養手当

- ①所得状況届用紙
- ②前年度交付された証書（支給停止者は除く）
- ③所得証明書
(※平成22年1月1日に岩美町に住民登録がなかった方のみ)
- ④手続きに使用している印鑑

問い合わせ先	住民生活課	☎73-1415
	福祉課	☎73-1333

8月1日から父子家庭も児童扶養手当の対象に!!

●支給要件

- ・父母が婚姻を解消した子ども
- ・母親が死亡した子ども
- ・母親が一定程度の障がいの状態にある子ども
- ・母親の生死が明らかでない子ども
- ・その他（母親が1年以上遺棄している、母親が1年以上拘禁されている等）

※所得制限があります。

※公的年金を受ける資格がある場合は支給されません。

●手当額

- ・児童1人の場合
月額41,720円～9,850円（所得に応じて変わります）
- ・児童2人以上の加算額
2人目：月額5,000円
3人目以降：月額3,000円

●支給月

- ・4月、8月、12月（支給月の前月分までの4ヶ月間）
※今年度の最初の支給は12月です。（8月～11月分）

●申請手続きについて

- ・平成22年7月31日までに支給要件に該当している方
11月30日までに申請をすれば「8月分」から支給されます。
- ・平成22年8月1日以降11月30日までに支給要件に該当する方
11月30日までに申請をすれば「要件に該当した翌月分」から支給されます。
※11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給となりますので早めに手続きしてください。

問い合わせ先 住民生活課 ☎73-1415

ひとり親家庭を対象とした巡回相談会、電話、出前相談を開催しています

母子・父子家庭等のひとり親のみなさんを対象とした相談会を無料で開催しています。子育てや日常生活、仕事探しや子どもの進学等のような内容でもお気軽にご相談ください。

相談会場ではプライバシーの確保をいたします。

なお、相談会を利用することが困難な方は出前相談も利用できます。

【対象】

東部のひとり親家庭

【開催日時】

8月4日 午後2時30分～午後4時

【開催会場】

役場相談室（住民生活課横）

【相談対応者】

母子自立支援員、母子自立プログラム策定員

問い合わせ先

鳥取県東部総合事務所 福祉保健局
福祉支援課 母子福祉係
☎22-5625 FAX22-5670